

「住民票の写し」の取得方法について

現住所の「住民票の写し」を、市（町）の窓口で以下のように申請し、原本を市（町）社協に提出してください。

①世帯全員のもの

同一住所で同一生計を営んでいる人のものは全て必要です。

（住民票上で世帯分離をしている場合でも、同一住所で同一生計の場合は、各世帯の「住民票の写し」を取得していただく必要があります。）

②記載する項目

個人番号（マイナンバー）、住民票コード以外の全ての項目を記載してください。

※ 個人番号（マイナンバー）が記載されている場合は受理できません。

※ 本籍地、続柄等が省略されている場合は、再取得していただきます。

問合せ先 : 三重県社会福祉協議会
059-226-1118